

## 高齢者人権宣言策定に向けて—なぜ、今、人権なのか

2020. 4. 20

高齢者憲章見直し検討会

日本高齢期運動連絡会代表者・事務局会議

事務局団体会議

## I, 高齢者憲章から高齢者人権宣言へ—人権の旗を掲げる

日本の高齢期運動は、1998 年高齢者憲章を生み出しました。それから 20 年後、高齢者人権宣言策定に取り組んでいます。今、なぜ人権宣言が必要なのでしょう。

## 1 高齢期生活への不安の拡大。

この 20 年間に高齢期生活への不安がかつてないほどにたかまり、深刻化していることです。「ぴんぴんころり」「2000 万円貯金」が真剣に語られています。

## 2 生命の選別—「姥捨て山」思想の拡大

その背景としていのちの選別が進行し、日本社会の根底に広がっていることです。優生思想、劣等処遇、惰眠論など人権保障を否定する考えであり、現代版「姥捨て山」といってよいでしょう。

## 3 差別・人権侵害政策から人権の保障へ

偏見・差別を無くし、高齢期の不安を解消し、安心をもたらすのが国の使命です。そのためには高齢者のみならずすべての人に国が人権を保障しなければならない。ところが、日本政府は高齢者差別、人権侵害政策を世代間対立をあおりながら押し進め、高齢者への社会的偏見や差別を「作出助長」しているのが実情です。今こそ、国の悪政に対して人権を対置し、人権保障の責任を果たさせる必要があるのです。

## 4 人権保障の意義

それでは、人権が保障されることの意義はなんでしょう。あとで詳しく述べますので、ここでは項目だけ挙げておきましょう。

①人権は、恩恵、権利そして最高位の権利へと発展してきた。

②人権侵害・剥奪に対しては、裁判を起し違憲立法審査権を行使できる。

③人権は「公助」ではなく、「保障」される。

④人権は、たたかひの成果である。

高齢者人権宣言こそ、高齢期運動のたたかひの成果であり、「不断の努力」を求める憲法の要請にこたえる新たな運動の第一歩といえるでしょう。

いまこそ、人権の旗を高く掲げ、わたちの人権意識を高め、国に人権を保障させ、すべての人が長寿を喜び合える真の長寿社会建設へ飛躍しましょう。

## II, 人権保障の歴史と意義

## 1 人権保障の歴史

現代の人権は、第二次大戦の悲惨、残虐な結果への深刻な反省から人間の尊厳を理念として出発しました。国連は、1948 年世界人権宣言を発し、人権保障とその徹底による

世界平和を戦後世界の指針としたのです。1946年に公布され国民主権、平和主義そして基本的人権（人権）保障を柱とした日本国憲法も世界でも最も進んだ憲法として世界そして日本の人々の熱望にこたえたのでした。

その後、1966年にはすべての人々の人権を保障する普遍的人権条約として国際人権規約が制定され、さらに人種（1965年）、女性（1979年）、子ども（1989年）、障害のある人（2006年）など固有のニーズをもつ人々の固有の人権を保障する条約が制定され、内容、水準ともに人権保障が豊かに発展しています。ただ、高齢者人権条約が最後に残されているわけです。

人権保障の発展は、人権をめぐる様々な取り組みを通じて形成されてきたものであり、まさに憲法97条にある「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」によるものといえます。国内外の先人たちの「人権のためのたたかい」によって人権の土台が作られてきました。

この土台をより強固なものに、私たちの人権をより豊かで、確かなものとするために憲法は国民に厳しい「不断の努力」（憲法12条）を求めています。

そして、高齢者の人権保障を充実させていくことは、社会のすべての人々の人権保障の水準を引き上げることにつながります。

高齢者の人権条約づくりは、国際的には第1回国際高齢化世界会議（1982年）、高齢者のための国連原則（1991年）、国際高齢者年（1999年）、第2回国際高齢化世界会議（2002年）を経て、国連総会で「国連高齢化に関するWG」設置が決議（2010年）されました。条約制定に向けて、WG（作業部会）はすでに10回の全体会議を重ねています。さらに、2015年には南北アメリカ35か国で構成される米州機構が高齢者人権条約を採択し、国連高齢者人権条約制定への機運が世界で一気に高まっています。

こうした動きに呼応すべく、日本国内においては、1987年第1回全国高齢者大会が開催され、翌年の第2回全国高齢者大会で「日本高齢者憲章」（1998年）が採択されています。以降、全国高齢者大会をはじめとする活動を通じて、高齢者のための国連原則の定着を目指す取り組みや、高齢者権利条約制定運動が続けられてきました。1992年には日本高齢者運動連絡会（現在の高齢期運動連絡会）、1998年には日本高齢者NGO会議が発足し、2014年からは高齢期運動連絡会、日本高齢期運動サポートセンターが中心となり諸団体、個人が国連会議にも参加し、高齢者の人権保障の課題に取り組んでいます。

## 2 人権保障の意義

こうして人権保障は国際的には大きく、豊かに発展してきたのですが、日本では国民の人権意識は弱く、とりわけ日本政府・安倍政権人権感覚の欠如と人権保障政策の遅れは甚だしいものがあります。改めて人権保障の意義を確認しておきましょう。

### ①人権としての社会保障—恩恵から権利そして最高位の人権へ

高齢期生活の中核となる社会保障についてみてみましょう。歴史的には、恩恵から権利そして人権へと発展してきました。第二次大戦前の恩恵段階では、お上によって与えられるもので、国民は文句・苦情は言えませんでした。戦後権利として保障されますが、国は、生活保護は生活保護法によって与えられたものである、と一貫して主張しています。したがって、生活保護受給、生活水準・内容は国が決めるというわけです（行政裁量）。また、介護保険法によって介護を受ける権利は、契約によるものとされています。契約ですから保険料や料金を払うことと引き換えに取得できる。すなわちお金がなくて、

買えない人は、介護が受けられないわけです。これに対して、人権の保障は、人間であることが唯一の条件で、最高規範である憲法によって保障される権利のなかでも最高位の権利なのです。お金があろうがなかろうが、すべての人に人間らしく暮らしていくのに必要な人、物、金（ニーズ）を保障するものです。

#### ②違憲立法審査権の行使

人権は最高位の権利なのですから。人権保障の最大の意義は、国・自治体・企業の人権侵害・剥奪に対し、裁判を受ける権利（憲法 32 条）、違憲立法審査権（憲法 98 条）を行使し立法、行政そして司法を裁き、違憲の法律や行政、判決を無効にし、人権回復・保障を可能にすることができるということです。

#### ③「公助」ではなく「保障」である

高齢者への敬愛、見守り、寄り添い、福祉はこころも大事です。しかし、現在、個人、家族の自助、相互扶助だけではどうにもならない深刻な事態に至っています。そのことを可能にするためには国の「公助」ではなく人権「保障」こそ土台である。高齢者への医療や介護について十分な公的「保障」があつてこそ、家族も十分な愛情が注げるといふものです。

#### ④人権はたたかひの成果

憲法 97 条は、「永年にわたる人類の努力（たたかひ）の成果」であることが人権の本質であると明言しています。また、憲法 12 条は、人権・憲法保持のために国民に「不断の努力」義務を課しています。

しかし、日本では、のちに述べるような高齢者の生命権、生存権、生活権、健康権、文化権、労働権、教育権等の人権が侵害・剥奪されているにもかかわらず、可哀そう、気の毒だ、などの感情論、同情論そして仕方ない、自分たちで何とかするしかないというレベルで済まされてはいないでしょうか。何より、憲法 97 条が認めるように、人権は、天やおかみからお恵みとして与えられたものではなく、人々の権利のためのたたかひで勝ち取ってきたものであること、そしてその侵害・剥奪に対しては、裁判を起し違憲立法審査権が行使できるというところに最大の意義があるということを確認しましょう。ちなみに、自民党の憲法改正草案では、97 条は全文削除されていることも注意が必要です。

そして、人権は国によって「保障」されるもので、尊重、支援、援助にとどまるものではないということも再度強調しておきたいと思います。「保障」には、国民の権利であり、国に保障する義務があるということの意味します。したがって、義務を果たさなければ、例えば、行政処分を取り消し生活保護の利用を認め、あるいはハンセン病政策に対する賠償責任を負うこととなります。

### Ⅲ、高齢者政策の動向（1980 年代以降）

国内外における高齢者の人権保障の充実を図る取り組みが進められる一方で、とくに国内の高齢者をめぐる社会保障の政策動向は厳しく、過酷さを増しています。

1980 年代以降、社会保障費を抑制・削減する政策が展開され、現在にまで至っていることが主因です。社会保障における自己責任と相互扶助の強調による理念の変質、そして民間活力の活用という市場原理の導入すなわち営利化が企図されてきました。

この社会保障に対する考え方の根底となっているのは、1979 年に閣議決定されている

「新経済社会7カ年計画」であり、この中で示されている日本型福祉社会論です。自助・互助が強調され、最後に政府が助ける（公助）という順番で記されています。「効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」という文言にあるように、生活保護の適正化政策や、社会保障給付の重点化の名のもとに給付の削減などが実施されています。

社会保障制度審議会によるいわゆる95年勧告（1995年）では、社会保障制度を「みんなのためにみんなでつくり、みんなでささえていくもの」として、政府の責任すなわち公的責任を曖昧なものにしました。憲法の生存権保障にたいする政府の公的責任を明確にしていた50年勧告は大きく変質させられました。

社会保障は国・自治体の公的責任で整備され行われる必要があるにもかかわらず、2000年4月からスタートした介護保険制度を契機として、株式会社など多様な主体の参入の促進が進められています。介護保険制度は社会保障の市場化、産業化・営利化の第一歩として位置づけられたものでした。そして、2012年社会保障制度改革基本法により、自助、共助、公助が社会保障の基本とされ、憲法25条生存権保障条項の立法改憲にまで至っています。社会保障は、権利としての保障ではなく、国の責任を伴わない単なる支援、援助と格下げされてしまいました。

#### IV, 高齢者の人権をめぐる状況と全世代型社会保障

その中で、高齢者が置かれている状況は、深刻な事態となっています。社会的に孤立した状態で起きる孤独死・孤立死、家庭や施設で起きる高齢者の拘束・虐待・殺傷、介護を苦にした介護殺人や介護心中などは、残念ながら連日各地で起きている状態です。高齢者が置かれている現状は、自己責任や地縁・血縁による相互扶助が強調されたところで、解決する問題ではないことが明らかです。介護サービスが商品化され、購買力によって利用できるサービスの格差が生じ、自己負担も増大しています。

高齢者の所得保障として重要な公的年金に関しては2004年に大幅に改正され、給付抑制と保険料負担増、そして支給開始年齢の引き上げが行われてきました。低位な給付水準である公的年金のさらなる引き下げだけでなく、生活保護基準の引き下げ・受給抑制も継続的に実施されています。また、高齢者、後期高齢者の医療費負担増も狙われています。

社会保障費を抑制するために様々な政策的対応がなされ、社会保障の理念の変更、公的責任の後退、人権の矮小化といった事態が連続して起きています。貧困が深刻化し、格差・不平等が固定化されつつあります。

こうしたなか、現在ではこれまでの社会保障をめぐる政策の総決算ともいえる全世代型社会保障改革が進められています。その内容は①高齢者の雇用・労働、②予防・健康づくり、③人生100年時代を見据えた社会保障改革を重点課題とするものです。

改革の具体的な内容は①御上に頼るな、②病気になるな、③要介護になるな、④少なくとも70歳までは働け（できれば死ぬまで働け）というものです。人口減少で懸念される労働力不足を補う政策的対応です。労働力として期待できるかどうか、だけで人々の生きる価値を判別する露骨な改革内容です。

もちろん、生涯ずっと働きたいという人もいるでしょう。予防を重視し健康づくりを進めることについても、およそ反発が少ないと考えられます。こうした部分を巧妙に取り入れた改革です。公的年金の支給開始年齢は65歳から70歳へと引き上げられていく

こととなります。年金の給付がなければ働かざるを得ません。年金給付額も低位な水準にとどまっており、さらに引き下げられ、働くことが事実上強制されています。

高齢期の過ごし方、生き方について、単一の価値観が押し付けられています。働かないという選択など、多様な価値観を認める社会でなければ人権が保障したとはいえません。誰でも病気になり、介護を必要とする状態になります。

このように、社会保障については、自己責任と相互扶助を基盤とし、国の責任を放棄し、社会保障費を抑制・削減する政策が続けられています。高齢者の雇用・労働を契機とした社会全体の雇用・労働改革でもあります。また、予防・健康づくりを中心に市場化・産業化・営利化を企図しています。こうした改革では、高齢者の人権保障が充実するとは到底考えられません。

## V, 高齢者人権宣言に向けて

自ら暮らしたい地域で住み続ける権利は、憲法はもちろんのこと、世界人権宣言、国際人権規約にもとづく国連諸原則において明記されている基本的な権利です。

どの地域であっても、高齢期を生きる人々の人権が保障されなければなりません。自己責任や相互扶助が強調され、高齢期であっても働くことが事実上強制されるような社会であってはなりません。高齢者の自己決定や選択の自由が保障され、できる限り最高水準の健康を享受する健康権が保障される必要があります。生活する上で生きるか死ぬかのギリギリの最低限ではなく豊かな所得保障、誰でも、どこでも、いつでも、医療や介護等を利用することができる社会保障、スポーツや文化を楽しむ、人とつながることができるという人間の尊厳にふさわしい保障が重要です。

また、高齢者の人権保障のにない手である、医療や介護、社会福祉施設など職員の人権保障も重要です。こうした現場で働く人々の人権が保障されなければ、高齢者の人権が保障されることにはなりません。

私たちは、国内外の先人達の権利のためのたたかいによって形成されてきた人権の土台をより強固にそしてより豊かなものとし、高齢者の人権保障の発展を図るための「不断の努力」として協同することを誓い、ここに高齢者人権宣言策定を提唱します。

## 高齢者人権宣言（案）

2020. 4. 20

日本高齢者憲章バージョンアップ検討会  
日本高齢期運動連絡会代表者・事務局会議  
事務局団体会議

## 前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等です。

基本的人権（人権）とは、それ無くしては人間として生きていけない生きる基本の保障です。その、理念は人間の尊厳です。尊厳の本質とは、すべての人が価値において平等で、取って代われないことと、一人ひとりに自己決定権があることです。そして尊厳が保障されるのは、人権が十分に保障されたときにほかなりません。

日本国憲法は、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存すること、すなわち平和的生存権を確認し、国民主権、平和主義と並んで人権の保障を柱としています。そして、憲法 97 条は、人権とは、人類の多年にわたる闘いによって勝ち取ってきたものであると明言し、さらにこの憲法と人権を「不断の努力により保持」（憲法 12 条）することを国民の義務としているのです。

これらをふまえ、日本における高齢者人権宣言とは、高齢者やすべての年代の人々の現在と未来に、希望と輝きをもてる真の長寿社会を創造するための基本原則です。

いま、なぜ高齢者の人権宣言が必要なのでしょうか。

コフィー・アナン元国連事務総長は、「アフリカでは、高齢者が 1 人亡くなると、図書館が 1 つ消えるといいます」と演説し、世界中のどの地域でもこれは真実であることとともに、高齢者は、過去と現在、そして未来を結ぶ仲介者であり、その知恵と経験は、社会にとってかけがえのない宝であると強調しました<sup>1</sup>。

わたしたちは、年齢に加え、女性や性的少数者、病気や障害のある人々、貧困である人々、戦争被害者等であることにより諸権利が侵害されやすい人々は、その経験のゆえに、まさに、よき「図書館」だと気づく必要があります。すべての高齢者が、社会にとっての宝として尊重されなければなりません。

しかし、現実には、日本をはじめとして全世界の高齢者の人権保障が不十分な状況があります。日本では、高齢化を口実に、理念なき社会保障費削減の政策が続き、高齢者虐待や低年金による貧困等の人権侵害が深刻化しています。世界でも高齢化が急速に進むなかで、とりわけ開発途上国の高齢者の人権侵害が確認され、高齢者の人権保障の重要性が認識されています。高齢化への対応と高齢者への人権保障は、人類が挑戦すべき課題となっているのです。

<sup>1</sup> 2002 年、マドリッドでの第 2 回高齢化問題世界会議における演説。日本語訳は、井上英夫『高齢化への人類の挑戦』萌分社、国際連合広報センターHP「すべての年齢の人にとって暮らしやすい社会を築き上げよう」に掲載されています。

国際連合は、すでに女性、子ども、障害のある人の固有の人権を保障する国際条約を制定してきました。日本も批准しています。最後に残されたのが高齢者で、今、高齢者人権条約の制定に向けて努力を重ねています。

高齢者一人ひとりの人権が保障されるとは、具体的にどういうことでしょうか。

それは高齢者人権宣言に謳われた本文すべての項目が、全面的かつ十分に保障された状態です。高齢者の人権保障を徹底することは、すべての年代の人々への普遍的人権保障を実現し、社会を豊かに発展させることに連なります。

わたしたちは、日本政府に、この高齢者人権宣言が掲げる理念、原理、原則にもとづく立法、政策の実現、そして、高齢化先進国として、国連の高齢者権利条約制定にリーダーシップを発揮することを強く求めます。

わたしたちは、高齢者の人権保障を実現するために、世界中のすべての年代の人々と連帯した行動をとることを。ここに宣言します。

## I, 高齢者に保障される人権

### 【一般原則】

高齢者のすべての人権保障と、高齢者に関する制度や施策の立案・実施にあたっては、次の5つの原理が基本とされなければなりません。

尊厳 一人ひとりが他者とは取替えられない、かけがえのない存在として敬われること

独立 身体的にも精神的にも他者から支配されず、自己決定に基づいた生活を送ること

参加 社会の構成員として社会のあらゆる側面に関与し、影響力を行使できること

ケア 尊厳や独立の保持に必要な医療、長期ケア、所得などが十分保障されること

自己実現 生涯にわたって自己の可能性を最大限に伸ばし、追求できること

### 1 【年齢による差別の禁止】（米州条約5条）

高齢者は、他の年代の人々と平等な権利が保障されます。年齢によって差別されてはなりません。

とくに、高齢で、女性、障害のある人、他者からケアを受けている人、性的・民族的・思想的な少数者、貧困状態にある人など複合的な差別を受けやすい高齢者が差別されず、平等な権利が保障されなければなりません。

### 2 【命と尊厳が守られる権利】（6条）

高齢者は、他の年代の人々と等しく、生きる権利があり、生涯にわたって尊厳を守られる権利があります。死後においても、尊厳を損うような扱いをされてはなりません。

### **3【自律的で独立した生活をおくる権利】(7条)**

高齢者は、一人ひとり個性や能力が異なる存在であることを基本とし、生活のあらゆる場面において他者から支配されず、自己決定権が保障されます。

高齢者は、必要な食糧、水、住居、衣類、健康、長期ケア、所得が保障されることを通じて、独立した生活を営むことができなければなりません。(国連原則 1、4)

### **4【社会に参加する権利】(8条)**

高齢者は、社会に積極的かつ全面的に参加する権利があります。とくに高齢者に直接関係する制度や施策の立案・実施・検証には、高齢者と高齢者団体の積極的参加が保障されなければなりません。

### **5【身体の自由と安全、暴力・虐待を受けない権利】(9条、13条)**

高齢者は、安全に生活する権利があります。高齢者に対するあらゆる身体的、精神的、性的な拘束・虐待・暴力、経済的な搾取は許されません。

### **6【残虐かつ非人道的な取り扱いをされない権利】(10条)**

高齢者は、残虐で非人道的な扱い、品位を傷つける扱いを受けない権利があります。

### **7【自由に考え、信仰する権利】**

高齢者は、自由に自己の考えや思想をもち、宗教を信仰する自由があります。宗教団体などが高齢者の心身や財産を搾取することは許されません。

### **8【表現の自由、言論の自由、情報にアクセスする権利】(14条、26条)**

高齢者は、自分の考えや情報を自由に表現したり、発信する権利があります。また、必要な情報にアクセス(取得)する権利があります。これらの権利を行使するため、情報通信のための機器やシステムは、高齢者の固有のニーズに配慮して、利用しやすいものでなければなりません。

### **9【プライバシーと名誉が守られる権利】(16条)**

高齢者は、プライバシーが守られ、名誉を侵害されない権利があります。私生活や家族、住居、通信には、国や他者が不当に立ち入ることは許されません。とくに病院、福祉施設や避難所においては、プライバシーの権利が十分に守られなければなりません。

## 10【十分な生活水準への権利、社会保障の権利】(←A 規約 11 条、米州 17 条)

高齢者は、自分と家族のために必要な食糧、衣類、住居等を内容とする、十分な生活水準を保障される権利があります。その水準は、社会の変化にあわせて絶えず改善されなければなりません。

高齢者は、尊厳を保持し、自律的で独立した生活をおくるため、年金、医療、介護、社会福祉サービス、生活保護などを含む必要な社会保障を受ける権利を有します。社会保障の権利は、費用の心配なく、差別や偏見がなく、誰もが簡易に利用できる方法によって保障されなければなりません。合理的な理由なく、社会保障の水準を引き下げることとは許されません。

## 11【最高水準の健康を享受する権利】(11 条・19 条)

高齢者は、到達可能な最高水準の身体的、精神的な健康を享受する権利を有します。

また、健康を保持・回復するために必要な医療（健康づくり、予防、治療、リハビリテーション、緩和ケアを含む）を受ける権利があります。自分の健康と医療については、十分な情報を受けた上で、自己決定が保障されなければなりません（インフォームド・コンセント）。

## 12【長期ケアをうける権利】(12 条)

高齢者は、必要な長期ケアを受ける権利があります。そのケアは、本人の自己決定に基づき、できる限り本人が望む場所で提供されなければなりません。また、高齢者の尊厳、独立と自律、プライバシーが守られる、質の高いケアが受けられなければなりません。

高齢者を介護する家族には、必要なサポートを受ける権利があります。この権利を含め家族一人一人の固有の人権が保障されなければなりません。

## 13【労働権】(18 条)

高齢者は、他の年代の労働者と等しい条件で、働きがいのある人間らしい（ディーセントな）仕事につき、労働にみあった待遇と報酬を受ける権利があります。

## 14【学習する権利】(20 条)

高齢者には、学習権と、生涯にわたって自己の可能性を伸ばし発達する権利があります。

とくに、次の分野の学習の機会が保障されなければなりません。

- ・高齢期になっても仕事を続けられるように、職業教育・職業訓練
- ・新たな科学・技術や情報通信技術を利用できるよう、情報や科学技術に関する教育
- ・必要な社会保障、医療、長期ケア等を受ける権利についての教育

- ・その他、自己の権利を行使するための制度や方法に関する教育

## 15【文化および科学の成果を享受する権利】(21条)

高齢者は、文化や芸術を楽しみ、その創造と発展に寄与する権利があります。また、科学技術の成果を享受する権利があります。

## 16【レクリエーション、余暇、スポーツの権利】(22条)

高齢者は、健康と生活の質を高めるため、レクリエーション、運動、余暇を楽しむ権利があります。ケアを必要としたり、経済的困難がある高齢者であっても、等しくその機会を享受できなければなりません。

## 17【居住の権利、健康的な環境についての権利】(24条、25条)

高齢者は、健康的で快適な、適切な水準の住居と環境で暮らす権利があります。高齢者が希望する限り、住み慣れた住居と地域に住み続ける権利があります。

住居は人権であることをふまえて、誰もが利用しやすい物理的、経済的条件によって利用できなければなりません。

## 18【交通権、移動の自由、建物等へのアクセス権】(15条、26条)

高齢者には、交通権と移動の自由があります。道路、交通機関、施設・建物、サービスは、高齢者の固有のニーズに配慮して、実際に利用しやすいものでなければなりません。

## 19【財産権】(23条)

高齢者は、その財産の多寡にかかわらず、自分の財産を保持し、使用する権利があります。高齢者に対する経済的な搾取・剥奪は許されません。とくに、高齢者の尊厳ある生活にとって必要な財産は、けっして剥奪されてはなりません。

## 20【政治参加、行政参加、司法参加、社会参加の権利】(27条)

高齢者とその団体は、自らに関わるあらゆるレベル（国、自治体、地域）の意思決定過程において意見を述べ、その意見が尊重されなければなりません。

高齢者は、選挙や政治活動を通じて、政治に参加する権利があります。

高齢者は、行政施策の立案、決定、実施、検証過程に参加できなければなりません。

高齢者は、裁判を受ける権利をはじめ司法への参加ができなければなりません。

高齢者は、町内会等地域活動、ボランティア活動、スポーツ、文化活動等社会生活のあらゆる面に参加できなければなりません。

## 21【団体を結成し、活動する権利】(28条)

高齢者は、自由に自分たちの団体・組織を結成する権利があります。集会やデモなど、高齢者や高齢者団体による自由な活動は尊重されなければなりません。

## 22【災害や緊急事態における権利】(29条)

自然災害、原発事故などの人的災害、その他の緊急事態においては、高齢者の固有のニーズが保障されなければなりません。

## 23【審査請求や裁判を受ける権利】(31条)

高齢者は、権利が侵害された場合に、裁判や審査請求を提起して、権利回復をうける権利があります。権利救済のための制度は、判断能力が十分でない者など、高齢者の固有のニーズが配慮され、簡易かつ低額で、利用しやすいものでなければなりません。

## II,国・自治体・企業の責任

24 国は、高齢者の人権保障に対する最終的な義務を負います。

25 国と自治体は、この宣言の実現をめざすことを政策の基調としなければなりません。

また、すべての企業には、この宣言を基準として活動する責任があります。

26 高齢者の人権保障の財源は、国・自治体・企業の負担を原則とします。高齢者に対して、尊厳を保持した生活を妨げる（が送れなくなる）ほど高額な費用負担を求めることは許されません。

## III 人権保障にむけた不断の努力義務

27 高齢者は、生涯にわたって自己の可能性を最大限に発達させ、追求します。

28 高齢者は、この宣言に明記されている権利が、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であって、「不断の努力によって保持」しなければならないものであることを肝に銘じ、これらの権利の普及と実現にむけて不断の努力を行います。

29 高齢者は、さまざまな年齢の人々と連帯して、高齢者を軽んじる政治・風潮を是正し、すべての年代の人々の人権が保障される平和で豊かな長寿社会づくりに努力します。

30 高齢者は、アジア諸国をはじめとする世界の人々と連帯して、平和、民主主義、人権保障の実現をめざし、すべての年代の人々の尊厳が保障される平和で豊かな国際社会づくりのために努力します。